

# 社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

## 福祉資金貸付規程

(目的)

**第1条** 福祉資金(以下「資金」という。)は、低所得世帯等であって、経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉を推進するために資金を貸付け、住民が安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

(貸付業務)

**第2条** 貸付業務は、この規程の定めるところにより、琴浦町社会福祉協議会長(以下「会長」という。)がこれを行う。

(借受人の資格)

**第3条** 借受人は、町内に在住する低所得世帯とし、原則として世帯主とする。

2 高齢者世帯の貸付については、子ども等を連帯借受人に加えなければならない。

なお、子どもがいない世帯については50歳未満の推定相続人、親族を加えなければならない。

3 世帯主が無職等で収入がない場合は、生計中心者を連帯借受人として加えなければならない。

4 連帯借受人は原則として借受人と同居している世帯構成員とし、年齢は最終償還期限において65歳未満とする。

5 前条に規定する同居している世帯構成員の中に連帯借受人たる者が得られない場合は、三親等以内の親族の中から得るものとする。

6 2万円以内の貸付については、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付けるものとする。

(資金の貸付)

**第4条** 資金の貸付は、次のとおりとする。

貸付限度	据え置期間	償還方法	貸付利率	償還金支払猶予
20万円以内	6ヶ月以内	一括払、半年払 又は月賦で2か 年以内	無利子とする。 ただし、理由なく未償還の場合には年3%の延滞利子を徴収する。	特別の場合、担当民生児童委員の副申(様式第5号)をつけて、会長の認めた期間延期することができる。

2万円以内	貸付の日から 2ヶ月以内	一括払又は月賦 で2ヶ月以内	無利子とする。	猶予はしない。
-------	-----------------	-------------------	---------	---------

(連帯保証人)

**第5条** 資金を借り受けようとする者は、原則として2名の連帯保証人を立てなければならない。ただし、借入額が10万円以内の場合には1名とすることができる。

また、2万円以内の貸付を受けようとするときは連帯保証人を必要としないものとする。

2 前項の連帯保証人は、町内に在住する年齢25歳以上65歳未満で、連帯保証に堪える生計(町民税所得割額を納めている者)を維持するものでなければならない。ただし、審査会において認められ、会長が承認した場合は70歳までの連帯保証人を認めるものとする。

3 2万円以内の貸付を受けようとするときは、連帯保証人を必要としないものとする。

4 連帯保証人は借受人と生計を共にしていない者とする。

5 借受人又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることはできない。

(保証人)

**第6条** 2万円以内の資金を借り受けようとする者は、保証人1名を立てなければならない。ただし、償還財源の捻出が確認できるものを会長に提出した者については保証人を必要としないものとする。

(貸付手続)

**第7条** 資金の貸付を受けようとする者は、借入申込書(様式第1号、第2号)を会長に提出する。

2 担当民生児童委員は、資金の貸付を受けようとする者の調査をし、民生児童委員調査書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

3 連帯保証人は町民税所得割額を納めていることを証明する書類を会長に提出するものとする。

(貸付・決定)

**第8条** 会長は、借入申込みにつき、琴浦町福祉資金貸付審査等運営委員会(以下「運営委員会」という。)において貸付の可否を決定し、その旨を本人に通知する。

2 2万円以内の貸付の可否については会長が決定し、その旨を本人に通知する。

3 借入申込者に償還未決済額があるときは、その償還が終わるまで再貸付をしない。

(貸付)

**第9条** 資金は、借用証書(様式第4号)の提出により貸付ける。

2 借受人及び連帯保証人は印鑑証明書を提出する。

(貸付金の償還)

**第10条** 借受人は、指定期日までに貸付金を償還しなければならない。

2 会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、償還期限前であっても直ちに貸付金の一部又は全部を償還させるものとする。

(1) 借受人が事業を怠り、成業の見込みがないと認められるとき

(2) 借受人が借入金の使途を変更し、又は他に流用したとき

(3) 借受人が他の市町村に住居を変更するとき

(償還期間の延長)

**第11条** 借受人は、貸付金の償還期間の延長については、担当民生児童委員の意見を添えて、償還金支払猶予申請書(様式第5号)により、会長に申請しなければならない。

(償還金の不納欠損処理)

**第12条** 会長は、止むを得ない特別の事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、運営委員会の承認を得て償還未済額の全部又は一部を免除することができる。

2 不納欠損処分は、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 借受人、連帯借受人、連帯保証人及びそれらの相続人(以下「償還義務者」という。)が死亡又は所在不明で、今後とも所在の確認が見込まれないとき。

(2) 償還義務者が無資力又はこれに近い状態にあり、償還する見込みがないと認められるとき。

(3) 当該償還未済額について時効が成立したとき。

(4) その他、会長が特に必要と認めた場合

3 前項各号の処分については運営委員会の承認を得るものとする。

(運営委員会)

**第13条** 借入申込みに対する審査及び貸付け業務の運営に関する事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 会長は、次の各号に掲げる者を運営委員として委嘱する。

(1) 行政機関 1名

(2) 理事 3名

(3) 民生児童委員 3名

3 委員の任期は2年とする。ただし、前条の役員が任期中にその職を退いた場合は、速やかにその後任者を選考し、その残任期間を務めるものとする。

- 4 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 委員会は、会長が招集する。
- 6 会議の議長は、会長があたる。
- 7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 会長は委員会に必要に応じて担当民生児童委員の出席を求めることができる。
- 9 委員会の開催日を原則として毎月20日とし、当日が休日の場合はその翌日とする。
- 10 上記委員会の他、困難な事例を除いては、会長が随時審査を行うことができる。

**第14条** 前条に規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(運営方法)

**第15条** 貸付限度は、予算で定める貸付金の総額を越えてはならない。

**第16条** 貸付資金は、确实なる金融機関に預け入れるものとする。

**第17条** 資金の監査は、監事が行う。

**第18条** 資金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金の返還)

**第19条** この規程による貸付制度を廃止した場合における残余財産の処置については、出資金及び繰出金等の額を一般会計に繰入れするものとする。

(民生児童委員の役割)

**第20条** 民生児童委員は、借入申込みにあたって意見を具申するとともに貸付並びに償還業務に協力し、借受人に対し必要な指導を行うものとする。

**附 則**

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は平成17年4月1日から施行し、平成16年9月1日より適用する。

**附 則**

この規程は、平成18年8月1日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。